



# 三重県公報

平成29年2月28日（火）

第 2881 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
127	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
128	土砂災害警戒区域の指定	(流域管理課)	2
129	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	3
<b>選 管 告 示</b>			
14	三重県議会議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正後の収支の要旨の公表	(選挙管理委員会)	6
15	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(同)	10
16	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	11
17	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動の届出	(同)	11
18	政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	11
19	政治団体の平成27年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	13
<b>海 調 委 告 示</b>			
1	真珠養殖用いかだへの標識の設置についての指示	(海区漁業調整委員会)	14
<b>公 告</b>			
	都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた旨	(下水道課)	14
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	14
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(情報システム課)	15
	同件	(同)	20

告 示
-----

**三重県告示第 127 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 2 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
三井アウトレットパークジャスドリーム長島  
桑名市長島町浦安 368 番地ほか
- 2 桑名市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 29 年 2 月 28 日から同年 3 月 28 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 128 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 29 年 2 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ホガ谷	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
村中谷	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
東垣内谷	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
櫛谷川	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
柳谷-1	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
柳谷-2	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
柳谷-3	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
桜谷川-1	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
岩の谷-1	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
岩の谷-2	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
江後 3	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
井戸の谷	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
中尾 1	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

中尾 6	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
------	---------------------------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、津建設事務所及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 129 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 29 年 2 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
大谷川-1	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大谷川-2	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大谷川-3	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
樋奥谷川	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ミズケ谷	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南谷-1	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南谷-2	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ウレン谷	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柳谷-4	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桜谷川-2	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
日神川	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
飯垣内 3	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
後山-1	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
後山-2	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鏡ヶ瀬 4	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
井ヶ谷	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
覗の谷川	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
登り尾	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
歌一山	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

加賀谷	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
江後川	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
林垣内	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
飯垣内 1	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
飯垣内 2	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
境ヶ瀬 1	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
境ヶ瀬 2	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
猿子 1	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
猿子 2	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下登	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上登	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
太郎生殿	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西寺垣内	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺垣内	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
茶屋垣内	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮崎上切 1	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮崎上切 2	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂の脇	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐野地南	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐野地北	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東下	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中尾 2	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東上	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東上 2	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瑞穂 3	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東上 3	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日神 1	津市美杉町下太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

日神 2	津市美杉町下太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下太郎生 1	津市美杉町下太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下太郎生 3	津市美杉町下太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
萩原 1	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
萩原 2	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中太郎生 1	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中太郎生 2	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中太郎生 3	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中太郎生 4	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中太郎生 5	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瑞穂 1	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中太郎生 6	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中太郎生 7	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中太郎生 8	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中太郎生 9	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中太郎生 10	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中太郎生 11	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瑞穂 2	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
江後	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中尾 3	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中尾 4	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中尾 5	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北垣内 1	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北垣内 2	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中尾 8	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下太郎生 2	津市美杉町下太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
美杉 6	津市美杉町諏訪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

江後 2	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
境ヶ瀬 3	津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中尾 9	津市美杉町中太郎生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、津建設事務所及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

## 選 管 告 示

### 三重県選挙管理委員会告示第 14 号

平成 27 年 4 月 12 日執行の三重県議会議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告がありましたので、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 192 条第 1 項の規定により、訂正後の要旨を次のとおり公表します。

平成 29 年 2 月 28 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 三重県議会議員選挙(松阪市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

6,707,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	後藤 健一	所属党派	無所属	期間	平成26年12月20日から 平成27年4月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	釜田 純子					

収入			支出	
主たる寄附			人件費	421,875 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	1,109,966
民主党三重県総支部連合会	政党	200,000 円	選挙事務所費	1,027,796
三重県歯科医師連盟	政治団体	100,000	集会会場費	82,170
			通信費	108,103
			交通費	0
			印刷費	787,320
			広告費	505,505
			文具費	5,202
			食糧費	68,185
			休泊費	0
			雑費	140,523
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		3,000,000		
今回計		3,300,000	今回計	3,146,679
前回計		0	前回計	0
総計		3,300,000	総計	3,146,679

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
		ポスターの作成
	計	544,320 円

報告書受理年月日	平成27年4月23日	第1回報告分
訂正年月日	平成29年1月17日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 三重県議会議員選挙(松阪市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

6,707,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	後藤 健一	所属党派	無所属	期間	平成27年4月23日から 平成27年5月13日まで	第2回分
出納責任者氏名	釜田 純子					

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			宿泊費	0
			雑費	62,315
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	62,315
前回計		3,300,000	前回計	3,146,679
総計		3,300,000	総計	3,208,994

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
		計

報告書受理年月日	平成27年5月14日	第2回報告分
訂正年月日	平成29年1月17日	第2回報告分



公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 三重県議会議員選挙(松阪市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

6,707,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	後藤 健一	所属党派	無所属	期間	平成27年5月14日から 平成27年5月26日まで	第3回分
出納責任者氏名	釜田 純子					

収入			支出	
主たる寄附	(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円
			人件費	0 円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	22,869
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件		0	
その他の収入			0	
今回計			0	今回計 22,869
前回計			3,300,000	前回計 3,208,994
総計			3,300,000	総計 3,231,863

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
		計

報告書受理年月日	平成27年5月28日	第3回報告分
訂正年月日	平成29年1月17日	第3回報告分

## 三重県選挙管理委員会告示第 15 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 29 年 2 月 28 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

## 1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
赤塚かおり後援会	佐々木 かおり	佐々木 楽 人	松阪市嬉野中川町 773-15	平成 29 年 2 月 9 日	
北森徹後援会事務所	北 森 徹	北 森 由花子	伊賀市平野東町 50	平成 29 年 1 月 31 日	
西口かずしげ後援会	佐 藤 包 治	西 口 嘉代子	伊 賀 市 緑 ヶ 丘 本 町 1681-10	平成 29 年 1 月 18 日	
桃井弘子後援会	福 森 茂 貴	桃 井 隆 子	伊賀市畑村 186	平成 29 年 1 月 18 日	

## 2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党三重県第三選挙区支部	嶋 田 幸 司	会計責任者	伊 藤 正 巳	龍 神 啓 介	平成 29 年 1 月 10 日	政党
自由民主党三重県ちんたい支部	諸 岡 明 子	政治団体の名称	自由民主党三重県ちんたい支部	自由民主党三重県全管協ちんたい支部	平成 29 年 1 月 21 日	政党
		主たる事務所の所在地	鈴鹿市飯野寺家町 318-4	鈴鹿市三日市町 1042-1	平成 29 年 1 月 21 日	
岡本公秀後援会	岡 本 たへ子	代表者	岡 本 たへ子	岡 本 半兵衛	平成 28 年 6 月 13 日	
沖和哉と松阪を笑顔でいっばいにする会	沖 和 哉	主たる事務所の所在地	松 阪 市 阿 形 町 200-31	松 阪 市 松 崎 浦 町 90-9	平成 28 年 12 月 25 日	
海住恒幸と市民のネットワーク	海 住 恒 幸	主たる事務所の所在地	松 阪 市 西 町 2561	松 阪 市 殿 町 1384	平成 28 年 12 月 8 日	
ぎ、洗心倶楽部	東 山 義 美	会計責任者	東 山 義 美	松 本 覚	平成 28 年 11 月 10 日	
三砂連政治連盟	大 森 正 信	会計責任者	山 内 悦 夫	森 川 忠 貢	平成 28 年 6 月 1 日	
嶋田こうじ後援会	嶋 田 幸 司	会計責任者	伊 藤 正 巳	龍 神 啓 介	平成 29 年 1 月 10 日	
全国林業政治連盟三重県支部	朝 尾 高 明	代表者	朝 尾 高 明	青 木 民 夫	平成 28 年 6 月 23 日	
なかせこ初美好友会	中瀬古 初 美	主たる事務所	松 阪 市 中 町 1940	松 阪 市 本 町 2069-1-1001	平成 28 年 7 月 1 日	

の所在地

福田かおり後援会	松本正博	代表者	松本正博	前田史子	平成29年1月15日
ほりばた脩後援会	森勝之	代表者	森勝之	小阪厚己	平成28年7月1日
松本忍後援会	下村登良男	会計責任者	松本寿々子	北村昌弘	平成28年12月1日

**三重県選挙管理委員会告示第16号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

平成29年2月28日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
井上ひろすけ後援会	井上裕允	平成28年12月30日	
はなこを励ます三重県後援会	青木重孝	平成28年12月31日	
まつさか住民好縁会大小出支援部会	小出勝次	平成28年12月29日	
水谷晴夫後援会	水谷晴夫	平成28年12月20日	

**三重県選挙管理委員会告示第17号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出がありましたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき公表します。

平成29年2月28日

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
沖和哉	沖和哉と松阪を笑顔でいっぱいにする会	主たる事務所 の所在地	松阪市阿形町 200-31	松阪市松崎浦町 90-9	平成28年12月25日

**三重県選挙管理委員会告示第18号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成29年2月28日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

**はなこを励ます三重県後援会**

国会議員関係政治団体の区分  
公職の候補者の氏名  
公職の候補者に係る公職の種類  
報告年月日

法第19条の7第1項第2号  
自見 英子  
参議院議員

平成29年1月30日（平成28年12月31日解散）

1	収入総額	2,751,360円
	前年繰越額	1,581,360円
	本年收入額	1,170,000円
2	支出総額	2,751,360円
3	本年收入の内訳	
	寄附	1,170,000円
	個人分	1,170,000円

4	支出の内訳		
	經常経費		116,344円
	事務所費		116,344円
	政治活動費		2,635,016円
	組織活動費		1,135,016円
	寄附・交付金		1,500,000円
5	寄附の内訳		
	(個人分)		
	加藤 孝	10,000円	北牟婁郡紀北町
	松岡 初文	50,000円	桑名市
	岡宗 眞一郎	10,000円	志摩市
	柳瀬 仁	10,000円	津市
	島村 栄員	10,000円	鈴鹿市
	山田 典夫	10,000円	四日市市
	橋爪 眞言	10,000円	尾鷲市
	武田 守弘	10,000円	名張市
	花田 基	10,000円	伊勢市
	広瀬 亮宗	10,000円	伊賀市
	海野 雅澄	10,000円	伊勢市
	伊與田 義信	10,000円	津市
	川原田 力也	10,000円	伊賀市
	鈴木 尚温	10,000円	四日市市
	西城 英郎	30,000円	鈴鹿市
	松本 純一	100,000円	伊勢市
	内田 淑巳	10,000円	亀山市
	寺嶋 陽子	10,000円	鈴鹿市
	村瀬 泰史	10,000円	鈴鹿市
	山添 好宏	10,000円	伊勢市
	清水 雄三	10,000円	伊賀市
	伊東 経雄	10,000円	亀山市
	林 丘	10,000円	北牟婁郡紀北町
	廣田 久佳	10,000円	桑名市
	久瀬 弘	10,000円	桑名市
	原田 資	10,000円	熊野市
	黒田 幹人	10,000円	名張市
	棚橋 尉行	10,000円	津市
	山本 器	10,000円	松阪市
	渡邊 治彦	10,000円	いなべ市
	田野上 光也	10,000円	志摩市
	落合 仁	10,000円	亀山市
	齋藤 雄之	10,000円	いなべ市
	山室 匡史	10,000円	桑名市
	清水 信	10,000円	津市
	小西 博	10,000円	津市
	田中 公人	20,000円	尾鷲市
	伊藤 勉	10,000円	桑名市
	曾我 俊彦	10,000円	亀山市
	岩佐 正	30,000円	松阪市
	野村 豊樹	30,000円	津市
	浦和 健人	10,000円	津市
	石田 亘宏	30,000円	松阪市
	野呂 純一	10,000円	松阪市
	久保 将彦	10,000円	名張市

齋藤 純一	10,000円	松阪市
荘司 邦夫	10,000円	津市
和田 興一郎	10,000円	熊野市
鷺尾 博	10,000円	松阪市
山城 武夫	20,000円	津市
水谷 敬一	10,000円	伊賀市
東 明彦	10,000円	名張市
前沢 義秀	10,000円	津市
富田 良弘	10,000円	松阪市
中谷 泰隆	50,000円	鈴鹿市
小島 照司	10,000円	度会郡南伊勢町
澤田 隆裕	10,000円	尾鷲市
中村 菊洋	10,000円	鳥羽市
増山 晴幸	10,000円	松阪市
中本 節夫	10,000円	津市
河野 稔彦	10,000円	四日市市
青木 大五	10,000円	桑名市
永井 正高	30,000円	伊勢市
吉田 壽	10,000円	津市
矢津 卓宏	10,000円	松阪市
藤田 典己	10,000円	四日市市
森川 文博	10,000円	伊賀市
齋藤 洋一	100,000円	松阪市
長谷川 陽	10,000円	尾鷲市
青木 重孝	100,000円	桑名市

**井上ひろすけ後援会**

報告年月日 平成 29 年 1 月 26 日 (平成 28 年 12 月 30 日解散)

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

**まつさか住民好縁会大小出支援部会**

報告年月日 平成 29 年 1 月 26 日 (平成 28 年 12 月 29 日解散)

1 収入総額	9,165 円
前年繰越額	9,165 円
2 支出総額	0 円

**水谷晴夫後援会**

報告年月日 平成 29 年 1 月 11 日 (平成 28 年 12 月 20 日解散)

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

**三重県選挙管理委員会告示第 19 号**

政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 27 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 29 年 2 月 28 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

**岡本栄と伊賀市を作る会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

岡本 栄

資金管理団体の届出に係る公職の種類

市長

報告年月日

平成 29 年 1 月 17 日

1 収入総額	121,014 円
前年繰越額	121,014 円
2 支出総額	0 円

## 海 調 委 告 示

### 三重海区漁業調整委員会告示第1号

真珠養殖用いかだへの標識の設置について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成29年2月28日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

1 真珠養殖又は真珠母貝養殖を営む者は、当該事業に用いる養殖用いかだについて、次の事項を記載した標識を当該いかだの見やすい場所に設置しなければなりません。

- (1) 漁業権番号。ただし、基地いかだ（作業用いかだ）の場合は、基地と明記すること。
- (2) 漁業権者の氏名又は名称。ただし、基地いかだの場合は、所有者の氏名又は名称とすること。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年2月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
四日市都市計画、鈴鹿都市計画及び亀山都市計画下水道事業  
北勢沿岸流域下水道（南部処理区）
- 2 施行者の名称  
三重県
- 3 事務所の所在地  
三重県四日市市新正4-21-5  
北勢流域下水道事務所
- 4 事業地の所在  
事業地を表示する図面において表示します。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成29年2月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成29年 2月1日	三重郡菰野町大字菰野字野中 3955-8 ほか 34 筆ほか	四日市市羽津町 16-21 株式会社ウインクス 代表取締役 水 谷 将 紀
平成29年 2月2日	伊賀市安場字長谷 1641-5 ほか 1 筆	東京都品川区大崎 1 丁目 11-2 ゲートシティ 大崎イーストタワー 株式会社ローソン 代表取締役 玉 塚 元 一

平成 29 年 2 月 2 日	三重郡菰野町大字千草字下岡 7459	四日市市南いかるが町 16-18 チェスリー102号室 平 島 甚 平 平 島 祥 子
平成 29 年 2 月 3 日	いなべ市員弁町楚原字宮之腰 1521	四日市市中川原 1 丁目 3-23 田 中 吾 郎
平成 29 年 2 月 3 日	多気郡明和町大字平尾字野田 499-15 ほか 8 筆ほか	伊勢市黒瀬町中尾 904-13 株式会社吉清会 代表取締役 西 村 幸 彦
平成 29 年 2 月 3 日	亀山市関町萩原字山神 750-1 ほか 3 筆	四日市市鶴の森 1 丁目 14-18 株式会社アサケ不動産 代表取締役 森 繁 人
平成 29 年 2 月 7 日	いなべ市員弁町大泉新田字野畑 172 ほか 6 筆	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 西 浦 義 樹
平成 29 年 2 月 9 日	三重郡菰野町大字千草字中央畑 8151 ほか 1 筆	東京都豊島区東池袋 3 丁目 1-1 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 澤 田 貴 司
平成 29 年 2 月 10 日	松阪市川井町字下大坪 953-1 ほか 1 筆	松阪市春日町 3 丁目 176-34 株式会社リアルジャパン 代表取締役 高 橋 栄
平成 29 年 2 月 14 日	多気郡明和町大字馬之上字奥野頭 892-5 の一部ほか 2 筆及び大字佐田字西増田山 933-5 ほか 1 筆	多気郡明和町大字馬之上 892-5 明松ホーム株式会社 代表取締役 東 村 直 哉
平成 29 年 2 月 14 日	松阪市駅部田町字七元 1029-1 の一部ほか 5 筆	四日市市西浦 1 丁目 6-4 株式会社長工 代表取締役社長 野 崎 裕 史
平成 29 年 2 月 15 日	いなべ市員弁町大泉字宮之東 2387-1	いなべ市員弁町大泉 841-1 小 川 範 晃 小 川 公 美

### 特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成29年2月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
三重県C I O補佐業務委託
- (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間  
契約締結の日から平成32年5月11日（月）までとします。
- (4) 委託業務履行場所  
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。
- (5) 総合評価方式による一般競争入札  
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）による一般競争入札です。

#### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
  - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる

者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県物件等電子調達システム（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)の申請書を提出するまでに、5(3)に掲げる部局に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。

なお、本入札は、特定調達（WTO）案件であるため、書面により入札に参加する場合の調達システム利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、入札参加資格の申請及び(2)の申請書の提出を平成29年3月17日（金）12時までに、電子入札システムにより行ってください。また、書面による入札の場合にあっては5(1)に掲げる部局へ電話連絡の上、(1)及び(2)に掲げる申請書等を平成29年3月17日（金）12時までに5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(3)及び(4)の書類を、平成29年4月13日（木）15時までに提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2) 提案書等提出申請書

(3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 入札事務担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部地域連携総務課予算・経理班 担当 坂倉

電話 059-224-2717 ファクシミリ 059-224-2219

(2) 契約事務担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部情報システム課システム企画班 担当 谷口、河合

電話 059-224-2796 ファクシミリ 059-224-2207

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成29年3月17日（金）12時まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成29年3月23日（木）までに通知します。

(6) 技術提案書等提出の日時及び場所

ア 日時 平成29年3月24日（金）から同月28日（火）17時15分まで



イ 場所 (2)に掲げる部局

ウ 方法 提案書等の提出方法については、郵送又は持参とします。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。持参する場合はあらかじめ、(2)に掲げる契約事務担当部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は、封筒等の外側に「三重県C I O補佐業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 提案書評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、本件プロジェクトリーダー予定者の出席をお願いします。

イ 日時 平成29年4月5日(水)又は同月6日(木) 予定

詳細 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ 会場の都合上、出席者は本件プロジェクトリーダー予定者を含め、3名以内としてください。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年4月10日(月)14時まで

入札と合わせて提出が必要となる費用内訳書は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。

イ 書面による入札の場合は、調達説明書(仕様書)の入札書と費用内訳書を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成29年4月10日(月)14時まで

なお、三重県庁内郵便局へは平成29年4月3日(月)から同月10日(月)14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県地域連携部地域連携総務課予算・経理班

案件名 三重県C I O補佐業務委託入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 平成29年4月10日(月)15時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部地域連携総務課予算・経理班

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、平成29年4月6日(木)17時までに(1)に掲げる部局へ連絡をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札価格は、消費税及び地方消費税(平成31年9月まで:8%、平成31年10月から:10%)を含む契約締結日から平成32年5月11日までの合計額(免税業者にあつては、契約希望額)としてください。なお、電子入札システムの入札書提出画面は「税抜価格表示」となっていますので、間違いのないよう税込金額で入札価格を入力してください。

なお、契約金額は入札書に記載された金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てを

されている者（以下これらを「更生（再生）手続き中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生（再生）手続き中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者としてします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札に関する質疑応答の実施

本入札に関する事項（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）に質疑がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに5(1)に掲げる部局へ電話連絡の上、書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

質疑提出締切 平成29年3月13日（月）12時まで

結果回答 平成29年3月15日（水）までに行います。

#### (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (3) 契約書作成の要否

要

#### (4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を中止又は延期することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (8) 本入札にかかる詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

#### (9) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

### 7 Summary

#### (1) Subject Matter of the Contract :

Outsourcing of Assistance to Chief Information Officer

- (2) Date and Time for the Proposal:  
Proposal submitted by registered mail must be received by 5:15 P.M. on Tuesday, March 28, 2017.  
Managing Authority :  
Information System Management Division, Department of Regional Coordination, Mie Prefectural Government, 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
- (3) Bid Submission Deadline  
(Electronic submission via the Internet)  
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, April 10, 2017.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, April 3, 2017, and 2:00 P.M. on Monday, April 10, 2017.
- (4) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Monday, April 10, 2017.
- (5) Language to use in Q & A regarding bidding:  
Please ask questions in Japanese.
- (6) Managing Authority :  
Information System Management Division, Department of Regional Coordination, Mie Prefectural Government, 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-2796 FAX:059-224-2207

別記「落札者決定基準」

#### 1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

- (1) 提案内容の評価  
提案内容を公平かつ客観的に評価するため提案内容の評価し、「技術評価点」を与えます。
- (2) 入札価格の評価  
入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する「価格評価点」を与えます。
- (3) 技術評価点と価格評価点のバランス  
技術評価点と価格評価点のバランスについては、3対1とします。
- (4) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応  
以下の順で落札候補者を決定します。
  - ア 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が異なる場合  
「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。
  - イ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じ場合  
当該入札者間で三重県物件等電子調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

#### 2 提案内容の評価

提案内容の評価は、以下の手順で行います。

- (1) 大分類の設定
  - ア 基本方針：基本的な考え方、業務の理解度
  - イ 業務要件：業務要件に対する考え方
  - ウ 実施体制：入札者の実績、資格、得意分野に係る部分
  - エ 進行管理：入札者の進行管理能力に係る部分
- (2) 大分類配点  
「技術評価点」の満点を60点として、次のように点数を配点します。
  - ア 基本方針：5点（1項目）
  - イ 業務要件：35点（7項目）
  - ウ 実施体制：15点（3項目）
  - エ 進行管理：5点（1項目）
- (3) 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は0～5までの以下の6段階で採点します。

- ア 基準点より非常に優れた提案内容であれば「5点」とします。
- イ 基準点よりやや優れた提案内容であれば「4点」とします。
- ウ 基準点：仕様書で想定している内容であれば「3点」とします。
- エ 基準点よりやや劣る提案内容であれば「2点」とします。
- オ 基準点より非常に劣る提案内容であれば「1点」とします。
- カ 記述のない評価項目であれば「0点」とします。
- キ 技術提案書聴取会の内容を踏まえ採点します。

※ 「項目評価点」について、各委員が評価した点数を合計し、委員数で割った平均点「技術評価点」とします。

※ 有効数字は、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入します。

### 3 入札価格の評価

「価格評価点」の満点を20点とし、以下の計算式で算出します。

「価格評価点」=20×(1-X/K)

X：入札価格（円）

※ 平成29年度から32年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K：83,427,920円（評価基準額。入札に当たっての評価のための数値で、予定価格ではありません。）

※ 入札価格及び評価基準額については全て消費税及び地方消費税を含む金額で計算を行います。

※ 有効数字は、小数点以下7桁目までとし、小数点以下8桁目を以降は切り捨てとします。

※ 入札価格は、消費税及び地方消費税（平成31年9月まで：8%、平成31年10月から：10%）を含む契約締結日から平成32年5月11日までの合計額（免税業者にあつては、契約希望額）としてください。なお、電子入札システムの入札書提出画面は「税抜価格表示」となっていますので、間違いのないよう税込金額で入札価格を入力してください。

### 4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、下記の要件をいずれか1つでも満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が、「調達説明書（仕様書）3」で示した評価基準額以内であること。
- (2) 技術評価点が36点以上であること。
- (3) 技術評価点のうち、個別評価項目において0点がないこと。

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成29年2月28日

三重県知事 鈴木英敬

### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
三重県総合グループウェアシステム再構築及び運用保守業務委託
- (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間  
契約締結の日から平成35年2月28日（火）までとします。
- (4) 委託業務履行場所  
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。
- (5) 総合評価方式による一般競争入札  
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）による一般競争入札です。

### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
  - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる

者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県物件等電子調達システム（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)の申請書を提出するまでに、5(3)に掲げる部局に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。

なお、本入札は、特定調達（WTO）案件であるため、書面により入札に参加する場合の調達システム利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、入札参加資格の申請及び(2)の申請書の提出を平成29年3月17日（金）12時までに、電子入札システムにより行ってください。また、書面による入札の場合にあっては5(1)に掲げる部局へ電話連絡の上、(1)及び(2)に掲げる申請書等を平成29年3月17日（金）12時までに5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(3)から(5)までの書類を、平成29年4月13日（木）15時までに提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2) 提案書等提出申請書

(3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(5) 費用詳細内訳書（様式については落札候補者となった事業者のみに送付します。）

5 入札手続等に関する事項

(1) 入札事務担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部地域連携総務課予算・経理班 担当 坂倉

電話 059-224-2717 ファクシミリ 059-224-2219

(2) 契約事務担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部情報システム課システム運用班 担当 小林、宮木、山出、豊田

電話 059-224-2623 ファクシミリ 059-224-2207

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成29年4月11日（火）14時まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成29年3月23日（木）までに通知します。

(6) 技術提案書等提出の日時及び場所

- ア 日時 平成 29 年 3 月 24 日（金）から同月 28 日（火）17 時 15 分まで  
イ 場所 (2)に掲げる部局  
ウ 方法 提案書等の提出方法については、郵送又は持参とします。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。持参する場合はあらかじめ、(2)に掲げる契約事務担当部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は、封筒等の外側に「三重県総合グループウェアシステム再構築及び運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

- ア 提案書評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、本案件担当予定者は必ず出席してください。

- イ 日時 平成 29 年 4 月 5 日（水）又は同月 6 日（木）予定  
詳細 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

- ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、うち説明は 15 分以内とします。  
エ 会場の都合上、出席者は本案件担当予定者を含め、3 名以内としてください。

(8) 入札書提出の日時及び場所

- ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 29 年 4 月 11 日（火）14 時まで

入札と合わせて提出が必要となる費用内訳書は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。

- イ 書面による入札の場合は、調達説明書（仕様書）の入札書と費用内訳書を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 29 年 4 月 11 日（火）14 時まで

なお、三重県庁内郵便局へは平成 29 年 4 月 3 日（月）から同月 11 日（火）14 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県地域連携部地域連携総務課予算・経理班

案件名 三重県総合グループウェアシステム再構築及び運用保守業務委託入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 4 月 11 日（火）15 時

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県地域連携部地域連携総務課予算・経理班

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、平成 29 年 4 月 7 日（金）17 時までに(1)に掲げる部局へ連絡をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

- ア 入札書の記載

入札価格は、消費税及び地方消費税（平成 31 年 9 月まで：8%、平成 31 年 10 月から：10%）を含む契約締結日から平成 35 年 2 月 28 日までの合計額（免税業者にあつては、契約希望額）としてください。なお、電子入札システムの入札書提出画面は「税抜価格表示」となっていますので、間違いのないよう税込金額で入札価格を入力してください。

なお、契約金額は入札書に記載された金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

- イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

- ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者としてします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札に関する質疑応答の実施

本入札に関する事項（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）に質疑がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに 5(1)に掲げる部局へ電話連絡の上、書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

質疑提出締切 平成 29 年 3 月 13 日（月）12 時まで

結果回答 平成 29 年 3 月 15 日（水）までに行います。

#### (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (3) 契約書作成の要否

要

#### (4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を中止又は延期することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (8) 本入札にかかる詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

#### (9) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

### 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :  
Reconstruction of Mie Prefectural groupware system
- (2) Date and Time for the Proposal:  
Proposal submitted by registered mail must be received by 5:15 P.M. on Tuesday, March 28, 2017.  
Managing Authority :  
Information System Management Division, Department of Regional Coordination, Mie Prefectural Government, 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
- (3) Bid Submission Deadline  
(Electronic submission via the Internet)  
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Tuesday, April 11, 2017.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, April 3, 2017, and 2:00 P.M. on Tuesday, April 11, 2017.
- (4) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Tuesday, April 11, 2017.
- (5) Language to use in Q & A regarding bidding:  
Please ask questions in Japanese.
- (6) Managing Authority :  
Information System Management Division, Department of Regional Coordination, Mie Prefectural Government, 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL : 059-224-2623 FAX : 059-224-2207

## 別記「落札者決定基準」

## 1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

- (1) 提案内容の評価  
「提案書評価基準表」に基づき提案内容の評価し「技術評価点」を与えます。
- (2) 入札価格の評価  
入札価格の評価については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」という。）を与えます。
- (3) 技術評価点と価格評価点のバランス  
技術評価点と価格評価点のバランスについては、2対1とします。
- (4) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応  
以下の順で落札候補者を決定します。
  - ア 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合  
「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。
  - イ 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合  
当該入札者間で三重県物件等電子調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

## 2 入札価格の評価

「価格評価点」は、以下の計算式によるものとします。

$$\text{「価格評価点」} = 500 \times (1 - X / K)$$

X : 入札価格 (円)

※ 平成 29 年度から平成 34 年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K : 163,766,000 円 (評価基準額。入札に当たっての評価のための数値で、予定価格ではありません。)

※ 入札価格及び評価基準額については、全て消費税及び地方消費税込みの金額で計算を行います。

※ 入札価格は、消費税及び地方消費税（平成 31 年 9 月まで：8%、平成 31 年 10 月から：10%）を含む契約締結日から平成 35 年 2 月 28 日までの合計額（免税業者にあつては、契約希望額）としてください。なお、電子入札システムの入札書提出画面は「税抜価格表示」となっていますので、間違いのないよう税込金額で入札価格を入力してください。

※ 有効数字は、小数点以下 16 桁目までとし、小数点以下 17 桁目以降は切り捨てとします。



## 3 提案内容の評価

提案内容の評価は、提案書に基づいて以下の手順で行います。

## (1) 配点方法

「技術評価点」の満点を 1000 点として、次のようにアからウまでの単位に点数を配点します。

<配点設定>

ア 全体概要についての評価項目：	180 点
① 基本方針：	60 点
② 全体スケジュール：	60 点
③ 体制：	60 点
イ 機能要件への対応についての評価項目：	540 点
① ポータル：	60 点
② 職員録：	40 点
③ スケジュール管理：	40 点
④ ファイル共有：	40 点
⑤ 掲示板：	40 点
⑥ 施設・備品予約：	40 点
⑦ 電子会議室：	30 点
⑧ 案内表示盤機能：	40 点
⑨ 特定ユーザー機能要件：	30 点
⑩ 希望要件への対応：	20 点
⑪ バッチ（総務事務システム休暇等連携）：	50 点
⑫ バッチ（職員アカウント集中管理システム連携）：	50 点
⑬ 年度末移行：	60 点
ウ 非機能要件についての評価項目：	280 点
① 全体要件への対応：	60 点
② 構築時にかかる要件への対応：	60 点
③ システム移行にかかる要件への対応：	60 点
④ 運用時にかかる要件への対応：	60 点
⑤ 契約終了時にかかる要件への対応：	40 点

## (2) 配点の設定

評価項目（大分類、中分類及び提案書への記載事項）を設定し、それぞれに重要度を重視した配点の設定を行います。

評価区分の採点は「優」「良」「可」及び「評価外」の 4 段階評価にて行います。

各項目の評価区分の考え方については、「提案書評価基準表」にある評価方法に記載のとおりです。

## (3) 技術評価点の計算

各審査員の技術評価点は、「提案書評価基準表」に基づき提案内容の評価した入札者の技術点の合計とします。

入札者ごとの技術評価点は、各審査員の技術評価点の平均（小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入する。）とします。

## (4) 「提案書評価基準表」の「評価外」の扱いについて

提案内容の評価の結果、「提案書評価基準表」のそれぞれの評価項目について、1 つでも「評価外」にあてはまる場合は、落札候補者としません。

## 4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、以下の要件をいずれか 1 つでも満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が、「調達説明書 3」で示した評価基準額以内であること。
- (2) 入札書と合わせて提出する費用内訳記入シートにより提案された各年度別価格が、「三重県総合グループウェアシステム再構築及び運用保守業務仕様書 1 (3) (ウ) 支払方法」で示した各年度の評価基準額以内であること。

※ 上記に記載した金額は、全て消費税及び地方消費税込みの額とします。

- (3) 提案内容の評価の結果、「提案書評価基準表」のそれぞれの評価項目について、1つも「評価外」にあてはまらないこと。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---